

官報号外 平成二十年五

平成二十年五月二十三日

あります

なお、衆議院におきまして、電波監理審議会へ

反対
よつて、

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○第一百六十九回
參議院會議錄第二十一號

平成二十年五月二十三日(金曜日)

午前十時一分開議

卷之三

○議事日程 第二十一号

第一 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

（付）

第八 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

性の確保、免許人等の理解を得られない電波利用料の支出の是正と使途の適正化に向けての対応、電波利用料の算定方法の在り方と公平負担の実現、地上放送の完全デジタル化へ向けての取組等について質疑が行われました。

山政司君。 まず、委員長の報告を求めます。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

第二 愛かん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出）

第三 土壤污染对策

(第一百六十六回国会岡崎トミ子君外七名発議) 第四 電子情報処理組織による税関手続の特例

等に関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付

第五 稟税特別措置の整理及び合理化を推進す

るための適用実態調査及び正当性の検証等に

関する法律案(直嶋正行君外八名発議)

第六 地域公共交通の活性化及び再生に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第七 エネルギーの使用の合理化に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

平成二十年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 電波法の一部を改正する法律案 愛がん動物

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十
二百二十三
七

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉田博美君登壇、拍手〕

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案の採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) たゞいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、継続が困難な旅客鉄道事業の維持

を図るため、市町村等の支援の下に、いわゆる上

下分離方式等による事業構造の変更を行う鉄道事

業再構築事業を地域公共交通特定事業の一つとし

て追加するとともに、国土交通大臣の認定を受け

た同事業について、鉄道事業法の特例として、市

町村が取得した鉄道施設を運行事業者に対し無償

で使用させることができるとの措置を定めようと

するものであります。

委員会におきましては、地域公共交通活性化・

再生法の施行状況と本改正案提出の理由、鉄道事

業再構築事業に対する国の予算・税制支援と地方

財政措置の在り方、実効性のある公有民営上下分

離方式の導入と安全輸送の確保等について質疑が

行われましたが、その詳細は会議録によつて御承

認をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第六 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第八 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第八 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第八 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(江田五月君) 日程第七 工エネルギーの使

用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしま

す。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十一
二百三十一

○議長(

官 報 (号 外)

すれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してもそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。
両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了します。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 「投票終了」
投票の結果を報告いたしま
す。

賛成	三百二十九
反対	一百一十九
よって、両案は全会一致をもつて可決されまし た。(拍手) ○	

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日は、これにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議員 副議長 山東 昭子君 江田五月君

中村	哲治君	榛葉賀津也君
小林	正夫君	大友君
下田	敦子君	博之君
谷	勝也君	勝也君
小川	北澤	福山
長浜	直嶋	大江
森	築瀬	康弘君
小川	平田	俊美君
谷川	直嶋	福山
辻	築瀬	大江
衛藤	進君	康弘君
鈴木	正行君	俊美君
主濱	健二君	福山
松村	平田	大江
島尻安伊子君	龍平君	北澤
林	龍平君	北澤
中山	龍平君	北澤
廣田	龍平君	北澤
米長	晴信君	北澤
武内	亀井亞紀子君	北澤
松下	新平君	北澤
友近	則男君	北澤
川田	久美子君	北澤
林	久美子君	北澤
中川	雅治君	北澤
島尻安伊子君	了君	北澤
加治屋義人君	了君	北澤
秀善君	了君	北澤
敏夫君	泰弘君	北澤
谷川	ゆうこ君	北澤
小川	龍二君	北澤
長浜	博行君	北澤

芝	柳澤	光美君
博	一君	東君
神本	美恵子君	
藤原	正司君	
池口	修次君	
山根	隆治君	
円	より子君	
峰崎	直樹君	
西岡	武夫君	
輿石	東君	
大石	正光君	
吉川	沙織君	
外山	斎君	
行田	邦子君	
大久保	重童君	
田中	康夫君	
蓮	舫君	
富岡	由紀夫君	
長谷川	大紋君	
喜納	昌吉君	
蓮	姫井由美子君	
高嶋	平野	
郡司	大塚	
市川	亀井	
家西	平野	
高嶋	大塚	
良充君	亀井	
彰	悟君	

藤井	小泉	山本	山本	孝男君
二之湯	智君	順三君	昭男君	
義家	弘介君	弘介君	弘介君	
古川	俊治君	俊治君	俊治君	
丸川	珠代君	珠代君	珠代君	
山田	俊男君	俊男君	俊男君	
石井	みどり君	みどり君	みどり君	
石井	準一君	準一君	準一君	
末松	信介君	信介君	信介君	
坂本由紀子君	北川イツセイ君	北川イツセイ君	北川イツセイ君	
田村耕太郎君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	
鶴保	庸介君	庸介君	庸介君	
椎名	一保君	一保君	一保君	
脇	雅史君	雅史君	雅史君	
世耕	弘成君	弘成君	弘成君	
吉村剛	太郎君	太郎君	太郎君	
山崎	正昭君	正昭君	正昭君	
溝手	顯正君	顯正君	顯正君	
南野知恵子君	澤雄二君	澤雄二君	澤雄二君	
森	まさこ君	まさこ君	まさこ君	
澤	洋子君	洋子君	洋子君	
森	山本	山本	山本	山本
澤	西田	西田	西田	西田
鰐淵	昌司君	昌司君	昌司君	昌司君
又市	征治君	征治君	征治君	征治君
関口	昌一君	昌一君	昌一君	昌一君
浮島とも子君				

官 報 (号 外)

米海兵隊施設・区域キャンプ・シユワープ等への立ち入り作業許可に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一二七号)

文化庁のジュゴン保護政策に関する質問主意書

(山内徳信君提出)(第一二八号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律

同日会計検査院から、会計検査院法第三十条の規定に基づく「介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出することができるよう制度に改めたもの」についての報告を受けた。

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員 足立 信也君 鈴木 寛君

工藤堅太郎君 森 ゆうこ君 大河原雅子君

藤谷 光信君 石井 準一君

田中 直紀君

高橋 千秋君

木俣 佳丈君 森田 高君

前田 武志君 行田 邦子君

松浦 大悟君 梅村 聰君

武内 則男君

主濱 了君 青木 愛君

藤原 正司君 川合 孝典君

遠山 清彦君 山本 博司君

昌吉君

喜納 昌吉君

足立 信也君

森 まさこ君

斎君

森 寛君

外山 斎君

鈴木 勲添

要一君

森 勤添

喜納 勤添

外山 勤添

森 勤添

高橋 千秋君

大河原雅子君

藤谷 光信君

木俣 佳丈君

高橋 千秋君

大河原雅子君

藤谷 光信君

厚生労働委員 辞任 補欠

足立 信也君 鈴木 寛君

工藤堅太郎君 森 ゆうこ君 大河原雅子君

藤谷 光信君 石井 準一君

田中 直紀君

高橋 千秋君

木俣 佳丈君 森田 高君

前田 武志君 行田 邦子君

松浦 大悟君 梅村 聰君

武内 則男君

主濱 了君 青木 愛君

藤原 正司君 川合 孝典君

遠山 清彦君 山本 博司君

昌吉君

喜納 昌吉君

足立 信也君

森 まさこ君

外山 斎君

鈴木 勤添

要一君

森 勤添

喜納 勤添

外山 勤添

森 勤添

高橋 千秋君

大河原雅子君

藤谷 光信君

木俣 佳丈君

高橋 千秋君

大河原雅子君

藤谷 光信君

木俣 佳丈君

高橋 千秋君

大河原雅子君

藤谷 光信君

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣第第一三二号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第六四号)審査報告書

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会參第一一号)審査報告書

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第九号)審査報告書

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(閣法第一三号)審査報告書

一部を改正する法律案(閣法第一三号)審査報告書

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣第第五号)

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

生物多様性基本法案(衆第一九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

(閣法第三四号)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣第第五号)

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

26 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。	27 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
25 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。	28 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合は、納付受託者第二十四項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。」に納付を委託することができる。
24 電波利用料の納付に関する事務(以下この項及び第三十二項において「納付事務」という)を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの(次項から第三十四項までにおいて「納付受託者」といいう。)は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。	29 納付受託者は、第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けた電波利用料を納付しなければならない。
30 納付受託者が第二十八項の電波利用料を同項に規定する総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。	31 総務大臣は、第二十八項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十二項の規定による委託をした者から徴収することができない。
32 紳付受託者は、総務省令で定めるところによら徴収することができない。	33 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができること。
34 総務大臣は、第二十四項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	35 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
36 第三十四項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	37 総務大臣は、第二十四項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
二 第二十九項又は第三十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	一 第二十四項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。
三 第三十二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚別表第六を次のように改める。	14 政府は、少なくとも三年ごとに、第一百三十二条の二の規定の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第六(第百二条の二関係)

平成二十年五月二十三日 参議院会議録第二十一号 電波法の一部を改正する法律案

官報(号外)

官 報 (号 外)

設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	一千九百三十九万八千五百円
五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行ふもの(八の項に掲げる無線局を除く。)	六 千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	二千七百九十八万五百円
六 放送をする無線局(三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行ふことを目的とする無線局を除く。)	六千メガヘルツ以下のルツ以下の中波を使用するもの	六千メガヘルツ以下のルツ以下の電波を使用するもの	九百三十二万八千五百円
七 テレビジョン放送をするもの	デジタル信号による送信をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	五千五百円
八 空中線電力が二キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	二千二百円	四千五百円
九 設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの又は放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第二条第一項に規定する教育に必要な放送の用に供するもの	三百円	三百円	三百円
十 二十万二千円	二十一万三千円	二十一万三千円	二十一万三千円

七 多重放送をする無線局(三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの											
		その他のもの	その他のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が十キロワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワットを超え五十キロワット以下のもの	空中線電力が三百ワットのもの	空中線電力が四百ワットのもの	空中線電力が五百ワットのもの	空中線電力が六百ワットのもの	空中線電力が七百ワットのもの
六百円	六千百円	円 万九千六百	円 三百円	円 十四万二千	円 四万千円	円 二百四十六	円 五十五	円 一百五	円 二十	円 五	円 五	円 五

官報(号外)

九 の 無線局	その 他	三千メガヘ ルツ以下の 波を使用す るもの	周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が三メ ガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三メ ガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地 域の区域内にある もの	設置場所が第二地 域の区域内にある もの	設置場所が第三地 域の区域内にある もの	設置場所が第四地 域の区域内にある もの	設置場所が第一地 域の区域内にある もの	設置場所が第二地 域の区域内にある もの	設置場所が第三地 域の区域内にある もの	設置場所が第四地 域の区域内にある もの
三百円	二万六千五 百円	四千六百円	二百十七万 四千九百円	二万七千四 百円	五百九千四 百円	二十二万四 千七百円	八万三百円	二十万五千 五百円	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの
三百円	二万六千五 百円	四千六百円	二百十七万 四千九百円	二万七千四 百円	五百九千四 百円	二十二万四 千七百円	八万三百円	二十万五千 五百円	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの
三百円	二万六千五 百円	四千六百円	二百十七万 四千九百円	二万七千四 百円	五百九千四 百円	二十二万四 千七百円	八万三百円	二十万五千 五百円	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの
三百円	二万六千五 百円	四千六百円	二百十七万 四千九百円	二万七千四 百円	五百九千四 百円	二十二万四 千七百円	八万三百円	二十万五千 五百円	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの	域の区域内にある もの

多重放送の業務の用に供するもの															
設置場所が第一地 域の区域内にある もの	設置場所が第二地 域の区域内にある もの	設置場所が第三地 域の区域内にある もの	設置場所が第四地 域の区域内にある もの												
六十万三千 円	三百円	二百円	一百円	二万七千八 百円	一万四千六 百円	五百九千四 百円	二十万五千 五百円	八万三百円	二十万五千 五百円	五百九千四 百円	二万七千八 百円	六万七千三 百円	三百円	二万六千五 百円	一百円
六十万三千 円	三百円	二百円	一百円	二万七千八 百円	一万四千六 百円	五百九千四 百円	二十万五千 五百円	八万三百円	二十万五千 五百円	五百九千四 百円	二万七千八 百円	六万七千三 百円	三百円	二万六千五 百円	一百円
六十万三千 円	三百円	二百円	一百円	二万七千八 百円	一万四千六 百円	五百九千四 百円	二十万五千 五百円	八万三百円	二十万五千 五百円	五百九千四 百円	二万七千八 百円	六万七千三 百円	三百円	二万六千五 百円	一百円
六十万三千 円	三百円	二百円	一百円	二万七千八 百円	一万四千六 百円	五百九千四 百円	二十万五千 五百円	八万三百円	二十万五千 五百円	五百九千四 百円	二万七千八 百円	六万七千三 百円	三百円	二万六千五 百円	一百円

官 報 (号 外)

無 線 局 の 区 分		その他のもの デジタル信号による送信をするもの		空中線電力が〇・一ワット未満のもの その他のも のであつ て、三百メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの		空中線電力が〇・一ワット未満のもの までの間		平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間		平成二十一年十二月三十一日 までの間		平成二十一年十二月三十一日 までの間	
空中線電力 が十キロ ワット以上	空中線電力 が五十キロ ワット未満 のもの	設置場所が特定地域以外 の区域内にあるもの又は 放送大学園法(平成十四年法律第百五十六号) 第二条第一項に規定する もの	必要な放送の用に供する もの	空中線電力が〇・一ワット以上十キロ ワット未満のもの		空中線電力が〇・一ワット以上十キロ ワット未満のもの		空中線電力が〇・一ワット以上十キロ ワット未満のもの		空中線電力が〇・一ワット以上十キロ ワット未満のもの		空中線電力が〇・一ワット以上十キロ ワット未満のもの	
間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間
円 九万九千九百	百円	百円	一万七千二	九万九千九百	百円	一万七千二	三万四千五	三万四千五	百円	三千円	六百円	五千四百円	四千四百円

その他のもの 空中線電力が五十キロワット以上のもの		空中線電力が〇・二ワット未満のもの その他のも のであつ て、三百メ ガヘルツを 超える周波 数の電波を 使用するも の		空中線電力が〇・二ワット未満のもの までの間		平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間		平成二十一年十二月三十一日 までの間		平成二十一年十二月三十一日 までの間		平成二十一年十二月三十一日 までの間	
空中線電力 が五十キロ ワット未満 のもの	空中線電力 が二十キ ロワット未 満のもの			空中線電力が〇・二ワット以上二十キ ロワット未満のもの									
間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの間
円 三万四千五 百円	百円	一万七千二	三千円	千百円	六百円	千九百円	百円	六千九百九 三十万七	三百九千七 一万九千九 百	四千四百円	一千二百三十 八万八千八 百円	六百十九万 四千四百円	四千四百円

空中線電力 が百キロワット以上 のもの		空中線電力 が二十キロ ワット以上 百キロワッ ト未満のも の		設置場所が特定地域以外 の区域内にあるもの又は 放送大学学園法第二条第 一項に規定する放送大学 における教育に必要な放 送の用に供するもの		平成二十年十二月三十一日 までの間		平成二十二年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間		平成二十二年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間	
間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
平成二十二年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間	平成二十年十二月三十一日 までの間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間	平成二十一年一月一日から 同年十二月三十一日までの 間	六百十九万 四千四百円	九万五千九百	百円	百円	一万七千二 三万四千五	九万五千九百
一千九百円	百円	円	円	万九千九百 三万九千七	六千九百九十一 一億六千五 百十三万七	三千九十六	三千三百二 八万八千八	千二百三十	八万八千八	四千四百円	三千九十六

2 前項の表において「設置場所」又は「特定地域」とは、それぞれ新法別表第六備考第一号又は第六号に規定する設置場所又は特定地域をいう。

すべきこととなる電波利用料に
一年の期間の分から順次充当す
(同割の適用に関する経営措置

第五条 施行日前に免許又は旧法第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、新法第三条の二第一項、第五項、第六項及び第

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第百三條の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等の期間に係る電波利用料については、なお從前の例による。

（検討）
経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 新法第百三條の二第一項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三條の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三條の二第一項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後二年を目途として、新法第百三十三条の二第二十四項から第三十八項までの規定の施行状況について電波利用料の徴収の確保及び電波利用料を納付しようとする者の便益の増進の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新法第百三條の二第一項の規定による電波料用料の金額が旧法第百三條の二第一項の規定による電波利用料であると、同條第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三條の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正
第九条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の
　　外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正
　　する。

第三十四条中「第二十五項」を「第四十二項」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 放送法等の一部を改正する法律(平成十

九年法律第百三十六号)の一部を次のように改

正する。

附則第十二条第二項中「第七十条の八」を「第
七十条の九」に改める。

審査報告書

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十二日

環境委員長 松山 政司

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における愛がん動物用飼料
の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんが
み、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るた
め、愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定、
当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料
の製造の禁止等の措置を講じようとするもので
あり、妥当な措置と認める。

なお 別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい
て適切な措置を講すべきである。

一、愛がん動物用飼料の製造の方法・表示の基
準、成分の規格は、事業者、民間団体及び諸外
国の取組状況を踏まえ、的確かつ速やかに策定
すること。また、対象となる愛がん動物の今後
の拡大についても、積極的に検討を行うこと。

二、愛がん動物用飼料は、購入する消費者の多く
が飼育の専門家ではないことにかんがみ、期限
表示、原料及び使用添加物等、消費者のニーズ
に応じたわかりやすい表示となる基準を策定す
ること。また、偽装表示が行われないよう、市
場に流通している製品の検査体制の充実に努め
ることとともに、偽装表示に対しては厳正に対処す
ること。

三、規制の適用に当たつては、事業者が円滑に対
応できるよう十分な周知期間を設けるとともに
に、事業者に対し規制の必要性や内容の周知徹
底を行うこと。また、事業者に対する検査や指
導等を行うための関係機関の体制整備に努める
こと。

四、飼育者の実質的相談窓口となることが想定さ
れる動物病院や都道府県等の動物愛護連携機関
との連携を密にし、安全性に関する情報の収集
に努めるとともに、有害な原材料が広範囲に使
われないように、関係省庁間においても情報交
換等、連携に万全を期すること。

五、愛がん動物に与える飼料の種類によつては、
とにかくんがみ、ふさわしい飼料やその与え方に
ついて飼育者への普及啓発等に努め、適正飼養
を推進すること。

右決議する。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

右
国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 愛がん動物用飼料の製造等に関する規
制(第五条—第十条)

第三章 雑則(第十一条—第十七条)

第四章 帰則(第十八条—第二十三条)

附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、愛がん動物用飼料の製造等
に関する規制を行うことにより、愛がん動物用
飼料の安全性の確保を図り、もつて愛がん動物
の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを
目的とする。

第二条 この法律において「愛がん動物」とは、愛
がんすることを目的として飼養される動物であ
つて政令で定めるものをいう。

(定義)

第三条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動
物用飼料の使用が原因となつて、愛がん動物の
健康が害されることを防止する見地から、農林
水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製
造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は
愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めるこ
とができる。

第四条 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定に
用される物をいう。

3 この法律において「製造業者」とは、愛がん動
物用飼料の製造(配合及び加工を含む)。以下同
じ。)を業とする者をいい、「輸入業者」とは、愛
がん動物用飼料の輸入を業とする者をいい、
「販売業者」とは、愛がん動物用飼料の販売を業
とする者で製造業者及び輸入業者以外のものを
いう。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法
律案

権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣
(立入検査等)

第十二条 農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、

製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に

関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができ。ただし、愛がん動物用飼料又はその原

材料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入検査、質問又は集取

業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に

関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができ。ただし、愛がん動物用飼料又はその原

材料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産大臣 環境大臣

二 環境大臣 農林水産大臣

5 農林水産大臣又は環境大臣は、第一項の規定により愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させたときは、当該愛がん動物用飼料又はその原材料の検査の結果の概要を公表しなければならない。

(センターによる立入検査等)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、同項に規定する者の事業

場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に

関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができ。ただし、愛がん動物用飼料又はその原

材料を集取せるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに

対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けるものとする。

けたときは、速やかに、その内容を環境大臣に通知するものとする。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による禁止に違反した者

三 第八条の規定による命令に違反した者

四 第九条第一項又は第二項の規定による届出三十万円以下の罰金に処する。

五 前条第二項及び第三項の規定は第一項の規定による立入検査等について、同条第五項の規定は第一項の規定による集取について、それぞれ準用する。

(センターに対する命令)

第十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(輸出用愛がん動物用飼料に関する特例)

第十五条 輸出用の愛がん動物用飼料については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(権限の委任)

第十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方農政局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

3 第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けるものとする。

5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けるものとする。

第四章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、

第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 第二十二条 第十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

定めるものをいう。次項において同じ。)の用に供しようとするもの又は同項」と、同条第二項中「水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知つた場合は「附則第五条第一項の調査の結果、前項の土地が附則第四条に規定する土地であることが判明した場合」と、「当該有害物質使用特定施設を設置していた者」とあるのは「附則第五条第二項の届出をした者」と、「当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨」とあるのは「当該土地が附則第四条に規定する土地であつて特定公共施設等の用に供されようとするものである旨」とする。

官報 (号外)

第五条 前条の場合において、新たに特定公共施設等の用に供しようとする土地が同条に規定する土地であるかどうかについては、都道府県知事が、次項の届出に基づき、環境省令で定めるところにより調査しなければならない。

2 土壤汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の所在地

三 特定公共施設等の種類

四 届出をする者以外に土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

供しようとするもの又は同項」と、同条第二項中「水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知つた場合は「附則第五条第一項の調査の結果、前項の土地が附則第四条に規定する土地であることが判明した場合」と、「当該有害物質使用特定施設を設置していた者」とあるのは「附則第五条第二項の届出をした者」と、「当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨」とあるのは「当該土地が附則第四条に規定する土地であつて特定公共施設等の用に供されようとするものである旨」とする。

第五条 前条の場合において、新たに特定公共施設等の用に供しようとする土地が同条に規定する土地であるかどうかについては、都道府県知事が、次項の届出に基づき、環境省令で定めるところにより調査しなければならない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

第二条 この法律による改正後の土壤汚染対策法(以下「新法」という。)附則第四条の規定により新法第三条(第一項ただし書を除く。)の規定を適用する場合においては、この法律の施行前に当該土地についてこの法律による改正前の土壤汚染対策法第三条第一項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により行われた調査は、新法第三条第一項の調査とみなす。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

五 その他環境省令で定める事項

審査報告書

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

3 都道府県知事は、第一項の調査を行つたときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を前項の届出をした者に対し通知しなければならない。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

平成二十年五月二十二日
参議院議長 財政金融委員長 峰崎 直樹
江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府の出資する株式会社が運営する電子情報処理組織により税関手続その他の輸出入等に関連する手続の迅速かつ的確な処理を行うとともに、当該電子情報処理組織の運営の適正を確保することにより、我が国の港湾及び空港における貨物の流通及び人の往来の円滑化を図り、もつて我が国産業の国際競争力の強化に寄与するため、独立行政法人通関情報処理センターを解散して輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社を設立することとし、その目的、業務範囲に関する事項等を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、港湾管理者ごとに異なる港湾関連手続について

は、様式の統一化・簡素化を図り、利便性の高い運用が行われるよう利用者の視点に立ったシステムを構築すること。

一、特殊会社化後の業務運営に当たっては、不採算事業の廃止や経費削減など経営の合理化・効率化だけを追求することのないよう努めるこ

と。

一、特殊会社化後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることのないよう措置するとともに、天下り問題を惹起することのないよう努めること。

一、特殊会社化に当たっては、出向者を中心とした現在の職員構成の在り方を見直すとともに、安定的な業務運営が維持されるよう、高い専門性を有する人材の育成に努めること。

一、特殊会社化後、料金政策と配当政策のバランスに配慮するとともに、特殊会社に資本準備金として承継される独立行政法人通関情報処理セ

ンター(NACCIS)の利益剰余金について、利用者のために有効に活用すること。

本法律施行に伴い、通関情報処理システム(NACCIS)と港湾EDIとの統合に必要な経費として、平成二十年度社会資本整備事業特別会計予算港湾勘定港湾事業費に、十億六千二百万元が計上されている。なお、通関情報処理システム(NACCIS)と港湾EDIとの統合に伴う平成二十年度の一般会計予算の歳出節減額は、約六千万円と見込まれている。

いて、利用者のために有効に活用すること。

一 特殊会社化後においても諸外国のシステムとの連携に積極的に取り組むほか、採算性に留意しつつ、新規業務に積極的に取り組むなど利用者利便の向上を図る一方で、セキュリティ強化に併せ努めること。

右決議する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

題名を次のように改める。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理(第三条・第五条)

いう。

用法第四条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港湾連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同条第一項の行政機関等から発せられたものとみなす。

第四条第一項中「申告等」を「適用される情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）」に、「第二条第一号の入出力装置」を「輸出入・港湾連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子計算機」に改め、同条第二項中「関税法」の下に「（昭和二十九年法律第六十六十一号）」を加える。

第五条中「規定により」の下に「適用される情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により」を、「通関業法」の下に「（昭和四十二年法律第百一十二号）」を加える。第五条の二を削る。

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章 輸出入・港湾連情報処理センターリー株式会社

第一節 総則

（会社の目的）

第六条 輸出入・港湾連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）は、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

（議決権の政府保有）

第七条 政府は、常時、会社の総株主の議決権の

過半数を保有していなければならぬ。

（商号の使用制限）

第八条 会社でない者は、その商号中に輸出入・港湾連情報処理センター株式会社という文字を使用してはならない。

第二節 業務等

（業務の範囲等）

第九条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 輸出入等関連業務（第二条第一号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 輸出入等関連業務に先行し、又は後続する業務その他の輸出入等関連業務に関連する業務（以下この号において「関連業務」という。）

を行なう者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は

当該電子計算機から輸出入等関連業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

四 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保

管すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

（会社の責務）

第十一条 会社は、前条第一項の業務を営むに当つては、常に経営が適正かつ効率的に行われるよう配意し、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理が、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行われるように努めなければならない。（一般担保）

第十二条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（株式、社債及び借入金）

第十三条 会社は、会社法（平成十七年法律第十六号（第百九十九条第一項「募集事項の決定」）に規定するその発行する株式（第二十七条第二号において「新株」という。）同法第二百三十八条第一項（募集事項の決定）に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」といふ。）若しくは同法第六百七十六条（募集社債に

関する事項の決定）に規定する募集社債（同号において「募集社債」という。）を引き受けける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第十四条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十五条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

（重要な財産の譲渡等）

第十六条 会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を

受けなければ、その効力を生じない。

2 財務大臣は、前項の認可をしようとするとき

は、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

(財務諸表)

第十七条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第十八条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(第三節 雜則)

(監督)

第十九条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をることができる。

(報告及び検査)

第二十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(第四章 罰則)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号口に掲げる業務に係るものに関する事項 法務大臣

二 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ハに掲げる業務に係るものに関する事項 厚生労働大臣

三 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ニに掲げる業務に係るものに関する事項 農林水産大臣

四 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ホに掲げる業務に係るものに関する事項 経済産業大臣

五 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 國土交通大臣

六 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

七 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

八 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

九 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十一 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十二 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十三 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十四 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十五 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

十六 第九条第一項に掲げる業務のうち第二条第二号ヘ及びトに掲げる業務に係るものに関する事項 税金等の徴収に関する事項

関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第二十三条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十四条 第二十二条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条(公務員の国外犯)の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第一条(すべての者の国外犯)の例に従う。

2 第二十五条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第十九条第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第二十八条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

八 第二十九条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第三十条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第三十一条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十 第三十二条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十一 第三十三条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十二 第三十四条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十三 第三十五条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 第三十六条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。

二 第十二条第一項の規定に違反して、新株、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受けた者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

三 第十二条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

四 第十四条第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第十五条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十七条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十九条第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第二十八条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

八 第二十九条 第二項の規定による命令に違反したときは、

2 第三十条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第三十一条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十 第三十二条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十一 第三十三条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十二 第三十四条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十三 第三十五条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 第三十六条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十五 第三十七条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 第三十八条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数(会社を種類株式発行会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。)として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

二 株式の払込金額 株式一株と引き換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

2 会社の設立に際して発行する株式にかかる会社法第四百四十五条第三項の規定にかかわらず、附則第六条の規定により独立行政法人通信情報処理センター(以下「センター」という。)が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号」とする。

(株式の引受け)	第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、センターが引き受けるものとし、設立委員は、これをセンターに割り当てるものとする。
(会社法の適用除外)	第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、セントラルが引き受けるものとし、設立委員は、これをセントラルに割り当てるものとする。
(会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。)	第七条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(平成二十年法律第一号)附則第五条第一項の規定による株式の割当後」とする。
(創立総会)	第八条 附則第六条の規定による株式の割当出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかる会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号」とする。
(会社の成立)	第九条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかるわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
(政府への無償譲渡)	第十条 セントラルが出資によって取得する会社の

株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十二条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(セントラルの解散等)

第十三条 セントラルは、会社の設立に際して解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 前項の規定による解散に際し、セントラルは、その資産の価額から負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、政府を除く各出資者に対し、その出資額のセントラルの資本金の額に対する割合に応じて分配するものとする。この場合において、各出資者に分配する財産の額は、その出資額を限度とする。

3 セントラルの平成二十年四月一日に始まる事業年度(次項及び第五項において「最終事業年度」という。)は、セントラルの解散の日の前日に終るものとする。

4 セントラルの最終事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、会社が従前の例により行うものとする。

5 セントラルの最終事業年度における業務の実績及び独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績については、会社が従前の例により評価を受けるものとする。

けるものとする。

6 第一項の規定によりセントラルが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十三条 この法律による改正後の電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(以下「新法」という。)第八条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(商号に関する経過措置)

第十四条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、新法第十四条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(事業計画に関する経過措置)

第十五条 セントラルの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るこの法律による改正前の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十六条の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例によること。

第十六条 この法律の施行前に行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)の規定に基づき提起されたセントラルを被告とする抗告訴訟(附則第十二条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前に独立行政法人等の
る法律の適用に関する継過措置)

保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の規定に基づきセンターがし

た行為及びセンターに対してなされた行為(附則第十二条第一項の規定により会社が承継する

こととなる権利及び義務に関するものに限る。こつゝことは、よう送前の例である。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に
について）は、なお従前の例による。

関する法律の適用に関する経過措置)

保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)。以下この条において「独

立行政法人等個人情報保護法」という。)の規定

は基ニシテセン外にがした行為及びセン外ニハおしてなされた行為(附則第十二条第一項の規定

により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、なお従前の

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、
例による。

ンターが保有していた個人の秘密に属する事項
が記録され、忠立行法へ等個人情報保護法

が記録された独立行政法人等個人情報保護規則第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつ

て同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供した

ときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 センターの役員又は職員であつた者
二 センターから独立行政法人等個人情報保護委員会

二 センターから独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱い

の委託を受けた者が受託した業務に従事して
いた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関する限り得たセンターが保有していた独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(非課税)

第十九条 附則第九条の規定により会社が受けた設立の登記については、登録免許税を課さない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関税法の一部改正)

第二十二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第二号中「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」に改める。

(政府保有株式の処分)

第二十三条 政府は、この法律の施行後できる限りの各号に掲げる者が、その業務に関する限り得たセンターが保有していた独立行政法人等個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

り速やかに、その保有する株式(新法第七条の規定により保有していなければならない議決権に係る株式を除く。)を売却するものとする。

(会社の在り方の検討)

第二十四条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、会社の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

審査報告書

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案

右は多数数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十二日

財政金融委員長 峰崎 直樹

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もつて納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関する、基本理念を定め、國の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

右の議案を発議する。	
平成二十年三月二十一日	
発議者	
直嶋 正行	福山 哲郎
長浜 博行	辻 泰弘
大久保 勉	藤本 祐司
尾立 源幸	大塚 耕平
藤末 健三	
賛成者	
相原久美子	植松恵美子
梅村 聰	大河原雅子
大久保潔重	大島九州男
加賀谷 健	風間 直樹
金子 恵美	川合 孝典
川崎 稔	行田 邦子
武内 則男	谷岡 郁子
徳永 久志	姫井由美子
中谷 智司	轟木 利治
平山 幸司	藤谷 光信
藤原 良信	舟山 康江
牧山ひろえ	水戸 将史
吉川 沙織	
横峯 良郎	
米長 晴信	
参議院議長 江田 五月殿	

第二章 適用実態調査及び国会への報告等
七条 第十一条

会計検査における租税特別措置の実施

状況に関する検査(第十二条)
第四章 事後評価等における正当性の検証の実施等(第十三条・第十四条)

附則
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、租税特別措置に関し、基本

理念を定め、國の責務等を明らかにすることともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めることにより、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「租税特別措置」とは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に規定することにより設けられる国税に関する特例をいう。

2 この法律において「適用実態調査」とは、租税特別措置の適用の実態を明らかにするために、租税特別措置の適用数、その増減収額(租税特別措置の適用により生ずる租税収入の増加額又は減少額をいう。以下同じ。)その他の租税特別措置の適用の実績に関する調査を行い、租税収入の会計年度所属区分に対応して毎会計年度ごとに、適用数及び増減収額に係る分布

の状況に関する統計その他正当性の検証に有用な統計の作成を行うことをいう。

3 この法律において「正当性の検証」とは、租税特別措置の適用の実態を基礎として、租税特別

措置について、次に掲げる事項(第八条第一項及び第十条において「正当性に関する事項」という。)を確認することをいう。

一 行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか。

二 行政目的を実現するために有効なものであるかどうか。

三 適用を受ける納税者の過度の偏りその他の適用の実態における合理性を欠く不公平が生じていなかどうか。

4 この法律において「行政機関」、「政策」、「政策評価」、「事前評価」、「事後評価」、「行政機関の長」及び「政策評価等」の意義は、それぞれ行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)、第十四条第一項及び第二項において「政策評価法」という。)第二条第一項及び第二項、第三条第二項、第五条第二項第四号及び第五号、第六条第一項並びに第十九条に規定する当該用語の意義による。

(租税特別措置の見直しの必要性及びその在り方)

(定義)

第二条 この法律において「租税特別措置」とは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に規定することにより設けられる国税に関する特例をいう。

2 この法律において「適用実態調査」とは、租税特別措置の適用の実態を明らかにするために、租税特別措置の適用数、その増減収額(租税特別措置の適用により生ずる租税収入の増加額又は減少額をいう。以下同じ。)その他の租税特別措置の適用の実績に関する調査を行い、租税収入の会計年度所属区分に対応して毎会計年度ごとに、適用数及び増減収額に係る分布

その見直しは、租税特別措置の適用の実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われるものとする。

(租税特別措置の新設又は変更の在り方)

第四条 租税特別措置の新設又は変更は、これらによる新たな租税特別措置の適用数の見込数、その増減収額の見込額等についてできる限り合理的な推計が行われ、これを基礎として、当該新たな租税特別措置が行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか、行政目的を実現するに有効なものであるかどうか及び公平原則に対する例外として合理的なものであるかどうかが十分に検討された上で、行われるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に定める基本理念にのつとおり、租税特別措置の適用の実態を把握し、及びその正当性の検証を行うとともに、租税特別措置を新設し、又は変更しようとする場合における事前評価の効果的な実施等を図り、租税特別措置の整理及び合理化を推進する責務を有する。

2 国は、租税特別措置の整理及び合理化の推進並びに適用実態調査その他のこの法律に基づく施策について、納税者の理解を得るよう努めなければならない。

(納税者の責務)

第六条 紳税者は、租税特別措置の整理及び合理化の推進の必要性並びに租税特別措置の適用の実態が明らかにされ、正当性の検証が行われることの重要性について理解を深めるよう努めることとともに、適用実態調査その他のこの法律に基づく施策に協力しなければならない。

第二章 適用実態調査及び国会への報告等
(適用実態調査の実施)

第七条 財務大臣は、租税特別措置ごとに、適用実態調査を行うものとする。

2 財務大臣は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十六条第一項各号に掲げる方式による税額の確定の手続における申告、調査又は処分の機会を利用して租税特別措置の適用の実績に関する調査を行うことができる。この場合において、財務大臣は、納税申告書(同法第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下この項において同じ。)の提出を行った者に対して、納付すべき税額の算定において適用される租税特別措置に関する増減額明細書(当該適用される租税特別措置について、その内容及びその適用により増加する税額又は軽減若しくは免除される税額を一覧することができるよう記載した書類をいう。第四項において同じ。)を作成し、これを納税申告書に添付するよう求めることができる。

3 前項の規定によるほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実績に関する調査のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)第二百二十五条第一項に規定する調書その他の資料を利用し、並びに納税者その他の関係者又は行政機関その他の関係機関に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

4 増減額明細書の記載事項及び様式その他適用実態調査の実施細目は、財務省令で定める。(適用実態調査の結果の国会への報告)

第八条 財務大臣は、毎会計年度終了後七月以内

官報 (号外)

に、当該会計年度に係る適用実態調査の結果に
関し、財務省令で定めるところにより、次に掲
げる事項を記載した報告書を作成し、正当性に
に関する事項についての意見を付けて、これを国
会に提出しなければならない。

一 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数
との差

二 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込
額との差

三 租税特別措置ごとに作成した統計

四 法人税を軽減し、又は免除する租税特別措
置(以下この号及びに附則第三条第一項及び
第二項において「法人税減免措置」という。)に
ついては、法人税減免措置ごとに、その適用
を受ける法人税の納税者(法人税減免措置の
正当性の検証の実施のために必要なものとし
て法人税減免措置の内容に応じて財務省令で
定める要件に該当するものに限る。)の名称、
その適用により軽減又は免除される税額(次
項において「減免額」という。)その他財務省令
で定める事項

五 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置
の適用の実態を明らかにするために必要があ
るものとして財務省令で定める事項

2 前項第四号の財務省令で定める要件は、少な
くとも法人税の納税者の種類、法人税の納税者
に係る減免額及びその多い順による順位につい
て定められなければならない。

(適用実態調査の結果等の提供)

第九条 財務大臣は、会計検査院又は行政機関の
長若しくは総務大臣から求めがあつたときは、
会計検査院が行う租税特別措置の実施状況に
資するため、毎年、租税特別措置の実施状況に

する検査又は租税特別措置を行政目的の実現の
手段として用いている政策(以下「租税特別措置
を手段とする政策」という。)についての政策評
価等に必要な限度において、毎会計年度に係る
適用実態調査の結果その他適用実態調査により
得られた租税特別措置の適用の実態に関する情
報を提供することができる。

(適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣によ
る検討)

第十一条 財務大臣は、毎会計年度に係る適用実態
調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、租
税特別措置を手段とする政策に係る事務を所掌
する行政機関の長から正当性に関する事項につ
いての意見を聴き、租税特別措置の整理及び合
理化について検討を行い、その結果に基づき、
必要な措置を講ずるものとする。

(適用実態調査に関する財務大臣の権限の委任
等)

第十二条 財務大臣は、第七条第一項から第三項
までの規定による権限(輸出入貨物に対する内
国税に係るものを除く。)を国税庁長官に委任す
る。

第十三条 財務大臣は、政令で定めるところにより、第
七条第一項から第三項までの規定による権限の
うち、輸出入貨物に対する内国税に係るものと
して、輸出貨物に対する内国税に係るものとし
て、税關長に行わせることができる。

第十四条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七
十三条)第二十条の規定による会計検査におい
ては、租税特別措置の整理及び合理化の推進に
資するため、毎年、租税特別措置の実施状況に

関する検査が行われるものとする。

(事後評価等における正当性の検証の実施)

2 前項の租税特別措置の実施状況に関する検査
については、会計検査院は、会計検査院法第二
十九条の検査報告に、その年の検査の方針並び
に租税特別措置ごとの検査の対象及び方法、檢
査の状況及び結果並びに会計検査院の所見を掲
記するものとする。

2 前項の正当性の検証については、行政機関の
長又は総務大臣は政策評価法第十条第一項の評
価書又は政策評価法第十六条第一項の評価書に
その結果を、政府は政策評価法第十九条の報告
書にその実施状況及びその結果の租税特別措
置を手段とする政策への反映状況を、それぞれ記
載しなければならない。

3 第一項の租税特別措置の実施状況に関する検
査は、その検査に係る租税特別措置を行政目的
の実現の手段として用いている政策に関し補助
金の交付その他の財政上の措置又は国の無利子
貸付けその他の金融上の措置以下この項及び
第十四条第三項において「補助金の交付等の措
置」という。)が併せて講じられている場合には、
は、特に効率性及び有効性の観点から、当該補
助金の交付等の措置との関係に留意して行われ
るものとする。

第十四条第三項において「補助金の交付等の措
置」という。)が併せて講じられている場合には、
は、特に効率性及び有効性の観点から、当該補
助金の交付等の措置との関係に留意して行われ
るものとする。

第四章 事後評価等における正当性の検証

(租税特別措置を手段とする政策についての政
策評価の在り方)

第十五条 行政機関は、租税特別措置の整理及び
合理化の推進に資するため、その所掌に係る租
税特別措置を手段とする政策についての事後評
価を継続的に行わなければならぬ。

行政機関は、その所掌に係る租税特別措置を
手段とする政策の決定(租税特別措置を手段と
する政策における租税特別措置の変更を含む。)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第二条 第二章の規定は、平成二十年四月一日以
後に始まる各会計年度分に係る適用実態調査及
び国会への報告等について適用する。

(平成二十年度の特例)

第三条 財務大臣は、平成二十年四月一日に始
まる会計年度については、第七条第一項の規定に
よるほか、同日から同年九月三十日までの間に
終了する法人(法人税法(昭和四十年法律第三十
四号)第二条第八号に規定する人格のない社団

の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいふ。

イ 事業の譲渡及び譲受
ロ 法人の合併又は分割
ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

二 イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

第三条第十二号イ中「鉄道事業法による鉄道事業（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。第四章において「旅客鉄道事業」という。）」を「旅客鉄道事業に改める。

第五節の二 鉄道事業再構築事業

（鉄道事業再構築事業の実施）

第二十五条の二 地域公共交通総合連携計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、当該鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画（以下「鉄道事業再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該鉄

道事業再構築事業を実施するものとする。

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 市町村その他の者による支援の内容

四 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容

五 鉄道事業再構築事業の実施予定期間

六 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 鉄道事業再構築事業の効果

八 前各号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

（鉄道事業再構築実施計画の認定）

第二十五条の三 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとす。

3 國土交通大臣は、地方公共団体が經營する鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業に該当する事業（鉄道線路を同条第三項に規定する第二種鉄道事業を經營する者に無償で使用させるものに限る。）が定められた鉄道事業再構築実施計画について前項の認定をしようとするときは、当該第三種鉄道事業に該当する事業について、同項第三号イの規定にかかわらず、同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げ

認めを受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからHまでに定める基準に適合すること。

4 第二項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を要するものについて

は、運輸審議会に諮るものとする。

5 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る鉄道事業再構築実施計画を変更しようとすると

きは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画（第五項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定鉄道事業再構築実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道事業再構築実施計画に従つて鉄道事業再構築事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関する事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十五条の四 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可若しくは同法第七条

支援策の拡充を図ること。

三 温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安

定供給の確保にはエネルギー政策全般にわたる

取組が重要であることにかんがみ、革新的省工

エネルギー技術の開発等を内容とする省エネ

ギーフロントランナー計画の達成に向けて万全

を期すとともに、原子力、新エネルギー等多様

なエネルギーの技術開発、導入及び利用を着実

に推進すること。

四 気候変動に関する将来の国際的な枠組みの構築に当たっては、すべての主要排出国が参加し世界全体としての温室効果ガスの効果的な排出削減を実現できる枠組みが構築されるよう、粘り強い外交努力を続けていくこと。

右決議する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一

部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十年四月二十五日
衆議院議長 河野 洋平

理講習」に改める。

第三十六条第一項中「講習」を「エネルギー管理講習」に改め、同条第二項中「講習の」を「エネルギー管理講習の」に、「講習業務規程」を「エネルギー管理講習業務規程」に改める。

第三十七条(見出しを含む)中「講習の」を「エネルギー管理講習の」に改める。

第三十八条第一号中「講習」を「エネルギー管理講習」に改める。

第三十六条第一項中「講習」を「第五章 建築物に係る措置」に改める。

第五章中第七十二条の前に次の節名及び款名

付する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部改正)

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律

平成二十年五月二十二日 参議院会議録第二十一号 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 建築物に係る措置(第七十二条)

「第五章 建築物に係る措

第一節 建築物に係る措

第二款 住宅事業建築

第三節 登録建築物調

第四節 登録建築物調

第五節 登録建築物調

第六節 登録建築物調

第七節 登録建築物調

第八節 登録建築物調

第九節 登録建築物調

第十節 登録建築物調

第十一節 登録建築物調

第十二節 登録建築物調

第十三節 登録建築物調

第十四節 登録建築物調

第十五節 登録建築物調

第十六節 登録建築物調

第十七節 登録建築物調

第十八節 登録建築物調

第十九節 登録建築物調

第二十節 登録建築物調

第二十一節 登録建築物調

第二十二節 登録建築物調

第二十三節 登録建築物調

第二十四節 登録建築物調

第二十五節 登録建築物調

第二十六節 登録建築物調

第二十七節 登録建築物調

第二十八節 登録建築物調

第二十九節 登録建築物調

第三十節 登録建築物調

第三十一節 登録建築物調

第三十二節 登録建築物調

第三十三節 登録建築物調

第三十四節 登録建築物調

第三十五節 登録建築物調

がある大規模な建築物として」を加え、「の建築物を「のもの」に改め、「事項」の下に「(住宅の建築をして行う建築主)以下「住宅事業建築主」という。」が住宅であつて政令で定めるもの(以下「特定住宅」という。)を新築する場合に係るもの(「特定住宅」という。)を除く。」を加える。

第七十五条第一項第一号中「新築」の下に「(住宅事業建築主が特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)」を加え、同条第三項中「正当な理由がなくて」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 所管行政庁は、第二項に規定する指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、建築物に関する指示を受けた者に対する意見を聽いて、当該指

示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章中第七十六条を第七十六条の三とし、第七十五条の次に次の二条を加える。

(登録建築物調査機関の調査を受けた場合の特例)

第七十六条 前条第五項の規定による報告をすべき者は、国土交通省令で定めるところにより、その報告に係る建築物の維持保全の状況について、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物調査機関」という。)が行う調査(以下「建築物調査」という。)を受けることができる。ただし、同条第六項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から国土交通省令で定める期間を経過した後で

なければ、当該建築物調査を受けることがで

きない。

2 登録建築物調査機関は、建築物調査をした建築物における維持保全の状況が、国土交通省令で定めるところにより、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 登録建築物調査機関は、前項の書面を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるとところにより、その交付をした書面に係る建築物調査の結果を所管行政庁に報告しなければならない。

4 第二項の書面の交付を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する期においては、前条第五項及び第六項の規定は、適用しない。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第七十六条の二 国土交通大臣は、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又は第七十四条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設

計又は施工を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勘案して、建

築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係る工

エネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の向上及び当該性能の表示に必要な指導及び助言をすることができる。

第五章に次の一款及び二節を加える。

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律

第一款 建築物の建築等に係る措置

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部改正)

第七十三条第一項中「及び」の下に「建築物に

係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要

あるエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

第一款 住宅事業建築主の新築する
特定住宅に係る特別の措置

(住宅事業建築主の努力)

第七十六条の四 住宅事業建築主は、基本方針の定めるところに留意して、その新築する特定住宅につき、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上を図ることにより、その新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項)

第七十六条の五 経済産業大臣及び国土交通大臣は、住宅事業建築主の新築する特定住宅の前条に規定する性能の向上に關し住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、住宅事業建築主の新築する特定住宅のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、特定住宅に関する技術開発の将来の見通しその他事情を勘案して、第七十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に必要な事項を附加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第七十六条の六 國土交通大臣は、住宅事業建

築主であつてその新築する特定住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する特定住宅につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第七十六条の四に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する特定住宅の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 國土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた住宅事業建築主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなく受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、住宅事業建築主の新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定められるものの意見を聽いて、当該住宅事業建築主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 登録は、登録建築物調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行ふ事業所の所在地

(登録)

第二節 登録建築物調査機関

第七十六条の七 第七十六条第一項の登録(以

下この節において「登録」という。)は、國土交

通省令で定めるところにより、建築物調査を

第七十六条の九 登録建築物調査機関は、建築

(登録の基準)

第七十六条の八 國土交通大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしてなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、國土交通省令で定める。

あると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する特定住宅の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

一次条の調査員が建築物調査を実施し、その人数が二名以上であること。

一 次に掲げる建築物調査の信頼性の確保のための措置がとられていること。

イ 建築物調査を行う部門に専任の管理者を置くこと。

ロ 建築物調査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い建築物調査の業務の管理及び精度の確保を行う専任の部門を置くこと。

二 登録は、登録建築物調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行ふ事業所の所在地

第七十六条の十 第三十条第一項、第三十一条

第一項、第三十三条、第四十条及び第四十二

条から第五十条までの規定は、登録建築物調

査機関に準用する。この場合において、第三

十条第一項中「試験員を含む」。次項において同じ。」とあるのは「(調査員を含む。)」と、同

項及び第三十三条第一項中「試験事務」とある

のは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一

項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十

六条及び第四十八条から第五十条までの規定

中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号(第

三号を除く。以下この項において同じ。)」と

あるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第

三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第

四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七

士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第

二項に規定する一級建築士若しくは建築基準

法第五条第一項の建築基準適合判定資格者検

定に合格した者又は国土交通大臣がこれらの

者と同等以上の知識及び経験を有すると認

める者(以下「一級建築士等」という。)であつ

て、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登

録講習機関」という。)が行う講習(次節及び第

九十三条第二号において「建築物調査講習」という。)の課程を修了したもののうちから、調

査員を選任しなければならない。

四 前条第一項の規定により建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

（準用規定）

第三十六条の十六 第三十二条第一項 第三十九条
三条、第四十条、第四十二条及び第四十四条から第四十九条までの規定は、登録講習機関に準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十八条及び第四十九条中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十二条第一項中「第二十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「第七十六条の十二第一項各号」と、第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第一号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十九条」と、第四十二条第一項中「前二条」とあるのは「第七十六条の十
一、第七十六条の十一及び第七十六条の十六において準用する第四十条」と、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条及び第四十九条中「確認調査」とあるのは「建築物調査講の熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和「通知」の下に「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和

習」と、第四十五条(見出しを含む。)中「調査

設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示を加える。

第八十七条第十項中「第五章」を「第五章第一節第一款」に、「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改め、同条第十三項中「から第十一項まで」を「から第十三項まで」に改め、同項を

同条第十五項とし、同条中第十二項を第十四項
とし、第十一項を第十三項とし、第十項の次に
次の二項を加える。

第八十九条第一項中「第四十九条」の下に「(第)
七十六条の十及び第七十六条の十六において準
用する場合を含む。」を加える。

第九十三条第二号中「第四十九条」の下に「(第
七十六条の十及び第七十六条の十六において準
用する場合を含む。)」を、「業務」の下に「建築
物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を加
え、同条第三号中「第五十一条」のトに「又は第
七十六条の十」を加える。
第九十四条中「講習の」を「エネルギー管理講
習の」に改める。

物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第一項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは

「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前二条」とあるのは「第七十六条の十

一、第七十六条の十二及び第七十七条の十六において準用する第四十条」と、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条及び第四十九条中「確認調査」とあるのは「建築物調査講

第八十六条中「供給の事業を行う者」の下に「建築物の販売又は賃貸の事業を行う者」を、「通知」の下に「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和

しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

ら第十一項まで」を「から第十三項まで」に改め、同条第四号中「第五十一條」の下に「第七十六条の十若しくは第七十六条の十六」を加え
る。

第九十九条第一号中「第四十七条第一項」の下に「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項各号」を「第四十七条第二項各号(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」に改める。

第二条 工エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「工場」を「工場等」に改める。

第一条中「工場」を「工場等」に改める。

第三条第一項中「工場又は」の下に「事務所その他」を加え、「単に「工場」を「工場等」に改める。

第三章「工場に係る措置等」を「第三章 工場等に係る措置等」に改める。

第六条中「工場」を「工場等」に改める。

第七条の見出しを「(第一種エネルギー管理指定工場等の指定)」に改め、同条第一項中「経済産業大臣は」の下に「特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の」を加え、「第一節 工場に係る措置」を「第一節 工場等に係る措置」に改める。

第五条第一項中「工場」を「工場等」に改め、同項各号を次のように改める。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている機械器具の選択その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項

二 工場等(前号に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

三 工場等(前号に該当するものを除く。)に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項とし、同条第五項中「工場」を「工場等」に改め、同

イ 燃料の燃焼の合理化
ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
ハ 廉熱の回収利用
二 热の動力等への変換の合理化
ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化
第五条第一項中「技術水準」の下に「業種別のエネルギーの使用の合理化の状況」を加える。

第六条中「工場」を「工場等」に改める。

第七条の見出しを「(第一種エネルギー管理指定工場等の指定)」に改め、同条第一項中「経済産業大臣は」の下に「特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の」を加え、「(四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。)」を削り、「である工場」を「であるもの」に、「必要がある工場」を「必要がある工場等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等」といふに改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一種エネルギー管理指定工場等」といふに改め、同項を「(工場につき)」に、「第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「第一項」を「第七条第二項に、同項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項とし、同条第五項中「工場」を「工場等」に改め、同

項を同条第四項とし、同条を第七条の四とし、第六条の次に次の二条を加える。

(特定事業者の指定)
第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。)のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量の設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を絏済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者(以下「特定事業者」という。)については、この限りでない。

4 特定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定め

るところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 その設置しているすべての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めると取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理統括者)
第七条の二 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十四条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネ

ルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければ

(工エネルギー管理企画推進者) ならない。
第七条の三 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十三条第一項各号に掲げる者のうちから、工エネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。

特定事業者は、第十三条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める

期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に同条第二項に規定する講習を受けさせなければならぬ。

エネルギー管理企画推進者は、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する。

前条第三項の規定は、エネルギー管理企画推進者について準用する。

「工場」とを「第一種エネルギー管理指定工場等」とし、「者」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に、「こと」に改め、同項ただし書中「第一種特定事業者」を「者（以下「第一種指定事業者」という。）」を「ものについて」に改め、同項第一号中「第一種エネルギー管理指定工場等」に、「工場であつて」を「工場等であつて」に改め、「を設置している者」を削り、同項第二号中「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に、「を設置している者」を「等」に改め、同条第二項中「死」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「第一種指定事業者」を「第一種特定事業者のうち第八条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下「第一種指定事業者」という。）」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「当該工場等」に改め、同条第三項中「死亡」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第十一条の規定は、エネルギー管理員に準用する。

第十四条第一項中「第一種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工

場」を「その設置している工場等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

り、同条第三項中「第二種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(以下「第二種エネルギー管理指定工場等」という。)に、「工場につき」を「工場等につき」に、「第一項」を「同項」に改め、

第十五条第一項中「第一種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「その設置している工場等」に改める。
第十六条第一項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者が設置している工場等」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者が設置する工場等」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場に係る第一種特定事業者」を「特定事業者」に改め、同一条第二項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者が設置している工場等」に、「第一種特定事業者」を「当該特定事業者」に改め、同

事業者」を「特定事業者」に改める。

第十七条の見出しを「(第一種)エネルギー管理指定工場等の指定」に改め、同条第一項中「第一種エネルギー管理指定工場以外の工場」を「特定事業者が設置している工場等のうち第一種工エネルギー管理指定工場等以外の工場等」に、「第七条第一項」を「第七条第二項」に、「政令で定める数値」を「同条第一項の政令で定める数値」を下

回らない数値であつて政令で定めるもの」に、
「第一種エネルギー管理指定工場に」を「第一種
エネルギー管理指定工場等に」に、「工場とし
て」を「工場等として」に改め、同条第二項を削

改め、同項を同条第五項とする。

(準用規定)
第十八条 第十三条第一項から第三項までの規定は、第二種特定事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「当該工場等」とあらわすのは、「第二種エネルギー管理指定工場等」と読み替えるものとする。

第二十一条の規定は、第一種特定事業者がその設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに選任するエネルギー管理員に準用する。

(特定連鎖化事業者の指定)

契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて、經濟産業省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

3
該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に關し、經濟産業省令で定める事項を經濟産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、前項の規定により指定された者（以下「特定連鎖化事業者」という。）については、この限りでない。

特定連鎖化事業者は、次の各号のいずれかに屬する事由が生じたときは、經濟産業省令

は持つておる事でござりません。経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

のすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

べての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を

取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。
(準用規定)

第三項(第七条の三第四項で準用する場合を含む)、第七条の三から第八条まで、第十二条(第十三条第四項で準用する場合を含む)並びに第十三条から第十七条までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第七条の二第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、第十六条第一項及び第二項中「特定事業者が設置している工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

第三項までの規定は、特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者に準用する。

(エネルギー管理業者等の義務)

第十九条の三 エネルギー管理業者及びエネルギー管理員は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、エネルギー管理業者又はエネルギー管理員のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關する意見を尊重しなければならない。

3 エネルギー管理業者又はエネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、これらの者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

第二十条第一項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「工場等」に改め、同項ただし書の中「第一種特定事業者及び前条の規定による告を受けた第二種特定事業者」を「特定事業者」に改め、「又は勧告」を削り、同条第二項中「管

一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー

ギー管理指定工場」を「特定事業者が設置してい

るすべての工場等」に改め、同条第四項中「次の

各号に掲げる工場」を「特定事業者」に、「それぞ

れ当該各号に定める」を「第十五条第一項及び第

十六条の」に改め、同項各号を削り、同条に次

の一項を加える。

6 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化

事業者が準用する。この場合において、第一

項中「その設置している工場等」とあるのは

「その設置している工場等及び当該特定連鎖

化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置し

てある当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第

十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一

項において準用する第十六条第一項」と、第

二項中「特定事業者が設置しているすべての

工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置

しているすべての工場等及び当該特定連鎖化

事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置して

いる当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第

十五条第一項」とあるのは「第十九条の二第一

項において準用する第十六条第一項」と、第

二項中「特定事業者が設置しているすべての

工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置

しているすべての工場等及び当該特定連鎖化

事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置して

いる当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第

十五条第一項及び第十六条

とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条第一項及び第十六条」と読み替えるものとする。

第四十三条第三項中「工場」を「工場等」に改め

る。
第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖

化事業者」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネル

ギーの使用の合理化に関する技術水準その他

の事情を勘案して定めるものとし、これらの

事情の変動に応じて必要な改定をするものと

する。

第五十九条第二項及び第六十六条第二項中「第五条第二項」を「第五十二条第二項」に改め

「第五条第二項」を「第五十二条第二項」に改め

(第二種特定建築物に係る届出、勧告等)

第七十五条の二 第一種特定建築物以外の特定

建築物(以下「第二種特定建築物」という。)の新築(住宅事業建築主が第二種特定建築物で

ある特定住宅を新築する場合を除く。)若しく

は政令で定める規模以上の改築又は建築物の

政令で定める規模以上の増築(前条第一項第

一号に規定する増築を除く。)をしようとする

者(以下「第二種特定建築主」という。)は、国

土交通省令で定めるところにより、当該建築

物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築

物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及

び当該建築物に設ける空気調和設備等に係る

エネルギーの効率的利用のための措置に関する

ものと所管行政庁に届け出なければならない。

これを変更しようとするときも、同様と

する。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があ

つた場合において、当該届出に係る事項が第

七十三条第一項に規定する判断の基準となる

べき事項に照らして著しく不十分であると認

めるときは、当該届出をした者に対し、その

判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に

関し必要な措置をとるべき旨の勧告をするこ

とができる。

3 第一項の規定による届出をした者(届出を

した者と当該届出に係る建築物の管理者が異

なる場合にあつては管理者とし、当該建築物

が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者

(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異な

る場合にあつては管理者とする。)は、国土

交通省令で定めるところにより、定期に、そ

の届出に係る事項(当該建築物の設計及び施

工に係る事項のうち当該建築物に設ける空気

調和設備等に係るエネルギーの効率的利用の

ための措置に関するものに限る。)に関する當

該建築物の維持保全の状況について、所管行

政庁に報告しなければならない。ただし、同

項の届出に係る建築物が住宅である場合は、

この限りでない。

4 前条第六項の規定は、前項の報告に準用す

る。

5 前各項の規定は、法令若しくは条例の定め

る現状変更の規制及び保存のための措置その

他の措置がとられていることにより第七十二

条に規定する措置をとることが困難なものと

して前条第七項の政令で定める建築物又は仮

設の建築物であつて同項の政令で定めるもの

には、適用しない。

第六十七条第一項中「前条第五項」を「第七十

五条第五項又は前条第三項」に改め、同項ただ

し書中「同条第六項」を「第七十五条第六項(前

条第四項において準用する場合を含む。)」に改

め、同条第四項中「交付を受けた者」を「交付を

受けた次の各号に掲げる者」に、「前条第五項及

び第六項の規定」を「それぞれ当該各号に定める

規定」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十五条第五項の規定による報告をす

べき者 同項及び同条第六項

二 前条第三項の規定による報告をすべき者 同項及び同条第四項において準用する

第七十五条第六項

第七十六条の十中「工場」を「工場等に、「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者に改め、「第七十五条第一項」の下に「又は第七十五条の二第一項」を加える。

第七十六条の十六中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に改める。

第八十四条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二第一項(第十(二)この法律の施行に当たつての配慮)

第八十四条の二 経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

第八十七条第一項から第三項までを次のように改める。

経済産業大臣は、第七条第一項及び第五項、第七条の四第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第三項(第十九条の二第一項において同じ。)、第十七条第一項(第十九条の二第一項において同じ。)、第十七条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

二 経済産業大臣は、第七条の二第一項(第九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第七条の三第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第七条の三第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第十三条第一項(第十八条第一項及び第十九条の二第一項において准用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

三 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項、第七条の四第一項及び第三項、第八条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項、第十七条の二第一項及び第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)を金融庁長官に委任することができる。

第五条 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

四 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第九十二条に次の二項を加える。

第九十五条第一号中「第八条第一項」を「第七条の二第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「第十八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二号中「第十六条第五項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「第十八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二号中「第十六条第五項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十六条第一号中「第七条第二項、第十七条第二項」を「第七条第三項、第十九条第二項」に、「又は第七十五条第一項」を「第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「若しくは第七十五条の二第三項」を加える。

第九十二条第一項中「及び当該工場」を「並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

七十五条の二第三項」を加える。

第九十九条第一号中「第八条第二項」を「第七条の二第三項(第七条の三第四項において準用し、及びこれらの規定を第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第八条第二項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に改め、「第十八条第一項」の下に「及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「第二条による改正後の法」という。)第七条の四第二項に規定する第一種特定事業者についての第二条による改正後の法第八条第一項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までは、同項中「エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから」とあるのは、「エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は政令で定める基準に従つて政令で定める者の中から」とする。

(特定建築物に関する経過措置)

第三条 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定による届出をした

者は、政令で定めるところにより、第二条による改正後の法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要がある

第九条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

審査報告書

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の次に次のように加える。

百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は登録講習機関の登録

(一) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条第一項 (登録建築物調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 九万円	一件につき 九万円
(二) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条の九(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 九万円	一件につき 九万円

第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油等の利用拡大が見込まれる状況に鑑み、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品に一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油又は軽油を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定加工業者の登録制度の実施に当たつては、消費者の安全・安心を確保し、自動車事故や大気汚染の原因となるような揮発油等が販売・消費されることのないよう、特定加工に供される設備及び事業の実施体制が適切であるこ

とについて登録申請時に厳格に審査するとともに、登録後においても事業の実施状況について引き続き確認を行うよう努めること。このため、試買分析や立入検査等、法の実効性を担保するための取組を強化すること。

二 激しい価格競争にさらされるなど厳しい経営環境にある中で、不正に混和が行われた揮発油等が販売されることのないよう監視体制を強化するとともに、揮発油等の販売業者の経営基盤強化や経営革新支援のための施策の推進及び適切な指導を行うこと。

三 バイオ燃料の導入に当たっては、生産・製造から消費までのライフサイクルを通じて酸化炭素排出削減効果を十分に評価した上で、供給安定性を確保することが重要であることにかんがみ、各地で行われている自主的な地産地消の取組を支援する等、国産バイオ燃料の生産拡大のための一層の支援策を拡充すること。

また、世界的な食糧価格の高騰を踏まえ、燃料と食糧の競合問題を引き起こすことなくバイオ燃料を安定的に供給できるよう、技術開発等の一層の推進に努めること。

右決議する。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の調整等に関する法律の一部を改正する法律案

法で石油製品の品質を調整することをいう。

6 この法律において「特定加工」とは、石油製品に石油製品以外の物(その混和の方法が適切でないときには、当該混和により生産される石油

製品の品質に著しい影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)であつて石油製品ごとに経済産業省令で定めるもの(以下「混和対象物」という。)を混和することにより石油製品の品質を調整することをいう。

7 この法律において「揮発油特定加工業」とは、特定加工して揮発油を生産する事業をいう。

8 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

9 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

10 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

11 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

12 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

13 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

14 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

15 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

16 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

17 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

18 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

19 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

20 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

21 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

22 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

23 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

24 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

25 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

26 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

27 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

28 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

29 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

30 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

31 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

32 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

33 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

34 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

35 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

36 第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の)」に改め。

第九条の見出しを「(揮発油販売業者の廃止の届出)」に改める。

第十条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の消除)」に改める。

第二章中第十二条の次に次の二節を加える。

第二章中第十二条の見出しを「(揮発油特定加工業者の登録)」に改める。

第二節の見出しを「(揮発油特定加工業者の登録)」に改める。

事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(撲発油特定加工業者の登録及びその通知)

第十二条の四 経済産業大臣は、第十二条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を撲発油特定加工業者登録簿に登録しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(撲発油特定加工業者の登録の拒否等)

官 報 (号 外)

三 第十二条の二の登録を受けた者(以下「撲発油特定加工業者」という。)であつて法人であるものが第十二条の七第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその撲発油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその处分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(撲発油特定加工業者の変更登録等)

第十二条の六 撲発油特定加工業者は、第十二条の三第一項第二号から第五号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第十二条の三第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 撲発油特定加工業者は、第十二条の三第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第十二条の三第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

2 第十七条の四の二第一項の規定に違反したときは、

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工する場所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(撲発油特定加工業者の登録の取消し等)

1 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなり消され、その取消しの日から二年を経過し

2 第十二条の七第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過し

3 産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

2 第十二条の八 第七条、第九条、第十条及び第十二条の九 第七条第一項中「前条二条の規定は、撲発油特定加工業者に準用する。この場合において、第七条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十二条の五第一項各号」と、第十条中「第三条」と

その登録を取り消すことができる。

一 特定加工するための設備が第十二条の五第一項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十二条の五第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 前条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

四 次項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の二の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

2 経済産業大臣は、撲発油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六ヶ月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

2 第十七条の四の二第一項の規定に違反したときは、

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

2 前項の申請書には、特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類

4 特定加工するための設備の構造

5 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 第十二条の九 第七条第一項中「前条二条の規定は、撲発油特定加工業者に準用する。この場合において、第七条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十二条の五第一項各号」と、第十条中「第三条」と

あるいは「第十二条の二」と読み替えるものとする。

第三節 軽油特定加工業者の登録

第十二条の九 軽油特定加工業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならぬ。

(軽油特定加工業者の登録)

第十二条の十 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 特定加工する場所の所在地

3 特定加工する石油製品及び当該石油製品に混和しようとする混和対象物の種類

4 特定加工するための設備の構造

5 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、特定加工する場所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録及びその通知)

第十二条の十一 経済産業大臣は、第十二条の九の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登

官報(号外)

録番号を軽油特定加工業者登録簿に登録しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の登録の拒否等)

第十二条の十二 経済産業大臣は、第十二条の十

第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該申請書に記載された同項第四号に掲げる事項が特定加工を適切かつ確実に実施するに足りるものとして経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

二 第十二条の十四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第十二条の九の登録を受けた者(以下「軽油特定加工業者」という。)であつて法人であるものが第十二条の十四第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその軽油特定加工業者の業務を行う役員であつた者でその処分の

あつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(軽油特定加工業者の変更登録等)

第十二条の十三 軽油特定加工業者は、第十二条の十第一項第二号から第五号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第十二条の十第二項及び前二条の規定は、前項の変更登録を准用する。

3 軽油特定加工業者は、第十二条の十第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。その届出があつた場合には、経済産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(軽油特定加工業者の登録の取消し等)

第十二条の十四 経済産業大臣は、軽油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

その登録を取り消すことができる。

一 特定加工するための設備が第十二条の十二

第一項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十二条の十二第一項第一号、第三号又は

第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 前条第一項の変更登録を受けなかつたと

き。

四 次項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の九の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

2 経済産業大臣は、軽油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

2 第十七条の八第四項において準用する第十項の変更登録を准用する。

二 第十七条の八第四項において準用する第十項の変更登録を准用する。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(準用)

第十二条の十五 第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定は、軽油特定加工業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十二条の十二第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の九」と読み替えるものとする。

二 条の十二第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の九」と読み替えるものとする。

三 第十七条の三第一項中「は」の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

第一項の見出しを「(揮発油生産業者、揮

油輸入業者、揮発油特定加工業者等に対する指

示)に改め、同条第一項中「又は前条第一項若しくは第二項」を「第十七条の四第一項若しくは第二項又は前条第一項」に改める。

第十七条の八の見出しを「(軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油特定加工業者等の義務)」に改め、同条第一項中「軽油規格」との下に「(揮発油特

第一項の規定により確認を行う揮発油については、この限りでない。

第十七条の三第二項中「前項の規定により確認を行うべき者」を「揮発油生産業者」に、「同項」を「前項」に改める。

書中「揮発油生産業者」の下に「又は揮発油特定加工業者」を、「前条第一項」の下に「又は次条第一項」を加える。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

第十七条の四の一 挥発油特定加工業者は、特定加工して生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

2 挥発油特定加工業者は、経済産業大臣の登録を受けた者に対して、前項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

第十七条の五の見出しを「(揮発油生産業者、揮

油輸入業者、揮発油特定加工業者等に対する指

示)に改め、同条第一項中「又は前条第一項若しくは第二項」を「第十七条の四第一項若しくは第二項又は前条第一項」に改める。

第十七条の八の見出しを「(軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油特定加工業者等の義務)」に改め、同条第一項中「軽油規格」との下に「(揮発油特

官報 (号外)

改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律

(以下「旧法」という。)第十七条の三第二項又は第十七条の四第三項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間の残存期間に限り、新法第十七条の四の二第二項の登録を併せて受けているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十七条の八第一項において準用する旧法第十七条の三第二項又は旧法第十七条の八第二項若しくは第三項において準用する旧法第十七条の四第三項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間の残存期間に限り、新法第十七条の八第四項において準用する新法第十七条の四の二第二項の登録を併せて受けているものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十九号中「の登録又は」を、「揮発油特定加工業者若しくは軽油特定加工業者の登録又は」に改め、同号(一)中「(登録)」を「(揮

發油販売業者の登録)」に改め、同号(二)中「又は

第十七条の四第三項」を「第十七条の四第三

項」に改め、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第十七条の四の二第二項(揮

發油特定加工業者に係る分析機関の登録)(同法

第十七条の八第四項において準用する場合を含む。」を加え、同号(二)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

投票者氏名

日程第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 信也君
青木 愛君
家西 悟君
石井 一君
犬塚 直史君
植松恵美子君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大石 正光君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚 耕平君
加賀谷 健君
大島九州男君
風間 直樹君
神本美恵子君
亀井 郁夫君
金子 恵美君
亀井亞紀子君
川合 孝典君
川崎 稔君
北澤 俊美君
郡司 彰君
行田 邦子君
今野 東君
佐藤 泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
下田 敦子君

主演 了君
鈴木 寛君
田中 康夫君
高嶋 良充君
谷岡 郁子君
高橋 千秋君
千葉 景子君
津田弥太郎君
外山 斎君
辻 泰弘君
徳永 久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
中村 哲治君
西岡 武夫君
大久保 勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤 敏幸君
林 久美子君
姫井由美子君
廣中和歌子君
平田 健二君
平山 幸司君
広田 一君
藤谷 光信君
藤原 正司君
藤末 健三君
白 真勲君
廣中和歌子君
平野 達男君
平野 達男君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
前川 清成君
藤本 祐司君
藤原 良信君
増子 輝彦君
松浦 大悟君
松井 孝治君
牧山ひろえ君
円 より子君
松岡 徹君
水戸 将史君
峰崎 直樹君

棟葉賀津也君
鈴木 陽悦君
田名部匡省君
高橋 千秋君
谷 博之君

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十九号中「の登録又は」を、「揮

發油販売業者の登録)」に改め、同号(二)中「又は

第十七条の四第三項」を「第十七条の四第三

項」に改め、「第三項において準用する場合を含む。」の下に「又は第十七条の四の二第二項(揮

發油特定加工業者に係る分析機関の登録)(同法

第十七条の八第四項において準用する場合を含む。」を加え、同号(二)を同号(四)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二 登録件数	
(揮発油特定加工業者の登録)の揮発油特定加工業者の登録	
(軽油特定加工業者の登録)の軽油特定加工業者の登録	
登録件数	
一件につき九万円	

官 報 (号 外)

平成二十年五月二十三日

參議院會議錄第二十一號 投票者氏名

投票者氏名

官 報 (号 外)

金子	恵美君	神本美恵子君
龜井	亜紀子君	亀井 郁夫君
川合	孝典君	川上 義博君
川崎	稔君	喜納 昌吉君
北澤	俊美君	工藤堅太郎君
郡司	彰君	小林 正夫君
行田	邦子君	輿石 東君
今野	東君	佐藤 公治君
佐藤	泰介君	櫻井 充君
自見庄	三郎君	芝 博一君
島田智哉	子君	下田 敦子君
島田	了君	榛葉賀津也君
主濱	了君	鈴木 陽悦君
鈴木	寛君	田名部匡省君
田中	康夫君	高橋 千秋君
田中	良充君	谷 博之君
谷岡	郁子君	千葉 景子君
辻	泰弘君	津田弥太郎君
徳永	久志君	内藤 友近
富岡	由紀夫君	正光君
那谷屋	正義君	轟木 利治君
長谷川	憲正君	中谷 聰朗君
西岡	武夫君	智司君
平田	健二君	長浜 博行君
平山	幸司君	羽田雄一郎君
平野	久美子君	姫井由美子君
広田	一君	白 真勲君

反对者氏名	藤末 健三君	廣中和歌子君
	藤谷 光信君	藤本 祐司君
正司君	藤原 康江君	藤原 良信君
	舟山 牧山ひろえ君	前川 増子
徳治君	松井 松岡 徹君	松浦 信夫君
	水岡 俊一君	水戸 将史君
彦より子君	室井 邦彦君	峰崎 直樹君
	森田 高君	森 ゆうこ君
柳澤 光美君	柳澤 光美君	篠瀬 進君
	山下八洲夫君	山根 隆治君
横峯 良郎君	横峯 良郎君	柳田 稔君
	渡辺 秀央君	吉川 沙織君
市田 忠義君	市田 忠義君	蓮 紙
	小池 晃君	井上 哲士君
仁比 聰平君	仁比 聰平君	大門 実紀史君
	近藤 正道君	山下 芳生君
内山 貞雄君	内山 貞雄君	福島みづほ君
	新平君 徳信君	又市 征治君
新平君	松下 浅野 幹雄君	川田 龍平君
	秋元 司君	荒井 広幸君
愛知 治郎君		
藤田 福山 哲郎君		
藤原 幸久君		
藤本 祐司君		
藤原 良信君		
前川 清成君		
松浦 大悟君		
水戸 輝彦君		
松野 信夫君		
峰崎 直樹君		
森 ゆうこ君		
篠瀬 進君		
柳田 稔君		
吉川 沙織君		
蓮 紙		
井上 哲士君		
大門 実紀史君		
山下 芳生君		
福島みづほ君		
又市 征治君		
川田 龍平君		
浅野 勝人君		
治子君		
九九名		

石井	準一君	泉	信也君
市川	一朗君	岩永	浩美君
岡田	秀久君	尾辻	秀久君
加治屋	義人君	河合	常則君
神取	忍君	北川	イツセイ君
橋本	聖子君	小泉	昭男君
藤井	孝男君	佐藤	昭郎君
牧野	たかお君	佐藤	正久君
丸川	龍二君	世耕	弘成君
松村	珠代君	田村	耕太郎君

石井みどり 岩城 光英君
磯崎 陽輔君 衛藤 晟一君
岡田 直樹君 岸 信夫君
荻原 健司君 川口 時男君
加納 順子君 岸 小池 正勝君
坂本由紀子君 岛尻安伊子君
鈴木 政二君 佐藤 祥肇君
関口 昌一君 佐藤 信秋君
塚田 一郎君 坂本由紀子君
中曾根弘文君 西島 英利君
中山 恭子君 野村 哲郎君
中川 雅治君 長谷川大紋君
堀田 一郎君 林 芳正君
西島 英利君 松村 古川 俊治君
中山 恭子君 松村 祥史君
中川 雅治君 丸山 和也君

溝手	顯正君	森	まさこ君
矢野	哲朗君	山内	俊夫君
山崎	正昭君	山田	俊男君
山谷えり子君		山本	一太君
吉村剛太郎君		吉田	博美君
若林	正俊君	義家	弘介君
荒木	清寛君	魚住裕一郎君	
浮島とも子君		風間	昶君
木庭健太郎君		澤	雄二君
白浜	一良君	谷合	正明君
遠山	清彦君	西田	実仁君
浜田	昌良君	浜四津敏子君	
弘友	和夫君	松	あきら君
山口那津男君		山下	栄一君
山本	香苗君	山本	博司君
渡辺	孝男君	鰐淵	洋子君
山東	昭子君		
足立	信也君		
青木	愛君		
家西	悟君		
石井	一君		
植松恵美子君			
犬塚	直史君		
梅村	岩本		
	一川		
	保夫君		
	司君		

官報(号外)

平成二十年五月二十三日

参議院会議録第二十一号 投票者氏名

小川 勝也君	小川 敏夫君	友近 聰朗君	那谷屋正義君
尾立 源幸君	大石 尚子君	内藤 正光君	石井 準一君
大石 正光君	大江 康弘君	中谷 智司君	泉 信也君
大河原雅子君	大久保 勉君	長浜 博行君	磯崎 陽輔君
大塚 耕平君	大島九州男君	岡崎トミ子君	岩城 光英君
大久保潔重君	大久保 勉君	羽田雄一郎君	衛藤 晟一君
加賀谷 健君	大島トミ子君	金子 恵美君	岡田 直樹君
風間 直樹君	加藤 敏幸君	亀井亞紀子君	荻原 健司君
神本美恵子君	金子 恵美君	平野 達男君	加納 時男君
亀井 郁夫君	喜納 昌吉君	広田 一君	岡田 広君
川上 義博君	工藤 堅太郎君	福山 哲郎君	吉田 博美君
小林 正夫君	喜納 昌吉君	藤田 幸久君	吉村剛太郎君
輿石 東君	佐藤 公治君	前川 清成君	山谷えり子君
下田 敦子君	喜納 昌吉君	松野 信夫君	山本 順三君
鈴木 陽悦君	鈴木 譲	増子 輝彦君	山本 一太君
榛葉賀津也君	主瀬 宽君	水戸 将史君	森 まさこ君
田名部匡省君	島田智哉子君	柳田 篤瀬	丸川 珠代君
高橋 千秋君	自見庄三郎君	森 峰崎	溝手 顯正君
谷 博之君	佐藤 泰介君	柳田 直樹君	森 まさこ君
千葉 景子君	今野 東君	柳澤 進君	山内 俊夫君
津田弥太郎君	行田 邦子君	室井 高君	中川 大綱君
外山 斎君	北澤 俊美君	森田 邦彦君	古川 和也君
轟木 利治君	藤本 稔君	水岡 俊一君	古川 俊治君
富岡由紀夫君	佐藤 泰介君	鈴木 政二君	古川 俊治君
荒井 秋元	蓮 荒井	坂本由紀子君	古川 俊治君
廣幸君	愛知 治郎君	佐藤 信秋君	古川 俊治君
有村 浅野	蓮 荒井	鶴保 康介君	古川 俊治君
治子君	青木 幹雄君	中川 義雄君	古川 俊治君
松村 龍二君	渡辺 秀央君	中川 義雄君	古川 俊治君
松山 政司君	横峯 晴信君	中曾根弘文君	古川 俊治君
松村 古川	米長 良郎君	西島 英利君	古川 俊治君
松山 政司君	長谷川大綱君	中川 雅治君	古川 俊治君
反対者氏名	○名	反対者氏名	○名

付) 日程第七 工ネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 撥発油等の品質の確保等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一二九名

櫻井	芝	下田	博一君	田中	島田智哉子君	高嶋	自見庄三郎君
田名部匡省君	鈴木	櫻葉賀津也君	敦子君	主濱	了君	良充君	康夫君
陽悅君	鈴木	寬君		鈴木		高嶋	

松野 信夫君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
森 ゆうこ君
築瀬 進君
柳田 稔君

円 より子
水岡 俊一君
室井 邦彦君
森田
柳澤
山根
光美君
高君
隆治君

伊達忠一君
塚田一郎君
中川雅治君
中曾根弘文君
中山恭子君
西島英利君

谷川秀善君
鶴保庸介君
中川義雄君
中村博彦君
二之湯智君
西田昌司君

官 報 (号 外)

反対者氏名

○名

渡辺	孝男君
井上	哲士君
紙	智子君
大門実紀史君	
山下	芳生君
福島みづほ君	
又市	征治君
川田	龍平君
松下	新平君
山東	潤上
内	山内
仁比	近藤
鰐淵	市田
小池	忠義君
聰平君	洋子君
正道君	
貞雄君	
徳信君	
昭子君	

官 報 (号 外)

明治二十二年三月三十一日可日

平成二十年五月二十三日 参議院会議録第二十一号

発行所
二東京 獨立四都○ 行政法人國立印刷局
二番五 号港虎ノ門丁目
一八四五 八ノ四丁目
一四五 四ノ四丁目

電話

03
(3587)
4294

定 價

本体
二三〇円